

「官庁施設の設計業務等積算基準・要領」よくあるご質問（Q&A）

直接人件費、諸経費等について

Q1 直接人件費、諸経費等の内容を教えてください。

A1 官庁施設の設計業務等積算基準の3.2（p.1）に直接人件費、諸経費等の内容が記載されていますので、そちらをご参照ください。

直接人件費単価、技術者単価について

Q2 直接人件費単価はどれを用いれば良いのでしょうか。

A2 官庁施設の設計業務等積算要領の第1章2.2（p.2）を参照してください。国土交通省がHPで公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」を用いることができますものとしています。
http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html

Q3 （要領p.2）「設計業務委託等技術者単価」は毎年4月から適用しているのでしょうか。

A3 国土交通省がHPで公表している「設計業務委託等技術者単価」において、適用時期もあわせて公表しています。
http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html

建築物の種類の判断について

Q4 （要領p.3）対象建築物がどの類型に該当するか確認する方法を教えてください。

A4 平成31年国土交通省告示第98号別添二に基づき、対象建築物の用途等を踏まえて適宜判断することとなります。

追加業務について

Q5 （要領p.1）一般業務及び追加業務の考え方を教えてください。一般業務に含まれるか、追加業務に含まれるか、どのように判断すればよいですか。

A5 設計業務における一般業務は「公共建築設計業務委託共通仕様書」第2章1.、工事監理業務における一般業務は「建築工事監理業務委託共通仕様書」第2章2.1に規定されており、それ以外の業務は追加業務になります。また、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」（業務報酬基準検討委員会編）において、追加的な業務のリストが示されていますので、これらを参考に判断して下さい。

Q6 （要領p.1）追加業務についての業務人・時間数の算定式はありますか。

A6 設計業務における「積算業務」及び「計画通知又は建築確認申請に関する手続業務」並びに工事監理業務における「完成図の確認」については、官庁施設の設計業務等積算要領に算定式を記載しています。これ以外の追加業務については、業務内容に応じて（場合によっては見積を収集する等して）算定する必要があります。

改修設計における算定方法について

Q7 (要領p.3) 官庁施設の設計業務等積算要領の第2章2.設計業務に関する算定方法1(床面積による算定方法)は改修にも適用できますか。

A7 官庁施設の設計業務等積算要領 第2章2. の算定方法は新築工事の設計業務に適用するものであり、改修に適用することはできません。

Q8 (要領p.4) 改修設計の設計業務委託料の算定に必要なものを教えてください。

A8 成果物として想定する図面の目録が必要となります。

Q9 (要領p.5) 図面作成をA1判以外で指示する場合は、図面枚数をどのように設定すればよいでしょうか。

A9 A1判を基本としていますが、実情に応じて、他の大きさの用紙に換算するなど設定することになります。

Q10 (要領p.11) 図面目録に基づく算定方法を用いる場合、図面の複雑度はどのように決めればよいですか。

A10 複雑度は官庁施設の設計業務等積算要領別表2-1に基づき、平均的な改修図面の場合を「標準」として、図面ごとに個別に判断します。

監理業務における算定方法について

Q11 設計意図伝達業務と工事監理業務を同じ設計事務所に委託する場合の業務委託料の算定方法を教えてください。

A11 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数と工事監理業務に係る業務人・時間数をそれぞれ計上し、合算して算定する必要があります。

耐震診断等における算定方法について

Q12 (要領p.10) 官庁施設の設計業務等積算要領の別表1-2,1-3は床面積が500㎡以上7500㎡以下に適用とされていますが、この範囲外の規模の場合はどのように算定すればよいですか。

A12 実績によるか、見積り等によって算定することになります。

Q13 コンクリート供試体の圧縮強度検査などに係る費用はどのように計上しますか。

A13 耐震診断業務に付随して行う検査を第三者に委託する場合は、当該検査に係る費用を見積などにより算定し、「特別経費」として別途計上します。官庁施設の設計業務等積算基準3.2(4)(p.2)をご参照下さい。

複合建築物の算定方法について

Q14 複合建築物の業務人・時間数は単一用途の建築物の算定方法に準ずる方法により算定できるとされていますが、具体的な算定方法の規定はありますか。

A14 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会編)において、算定方法の例が示されています。なお、複数の用途により構成される建築物であっても、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定します。